

身体障害者手帳等をお持ちの方に対する 自動車税の減免について

福井県では、身体障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳）をお持ちの方が一定の要件に該当する場合、申請により自動車税を減免しています。

なお、軽自動車税の減免制度については、各市町役場へお問い合わせください。

※「自動車税」…4月1日の所有者に1年分課税

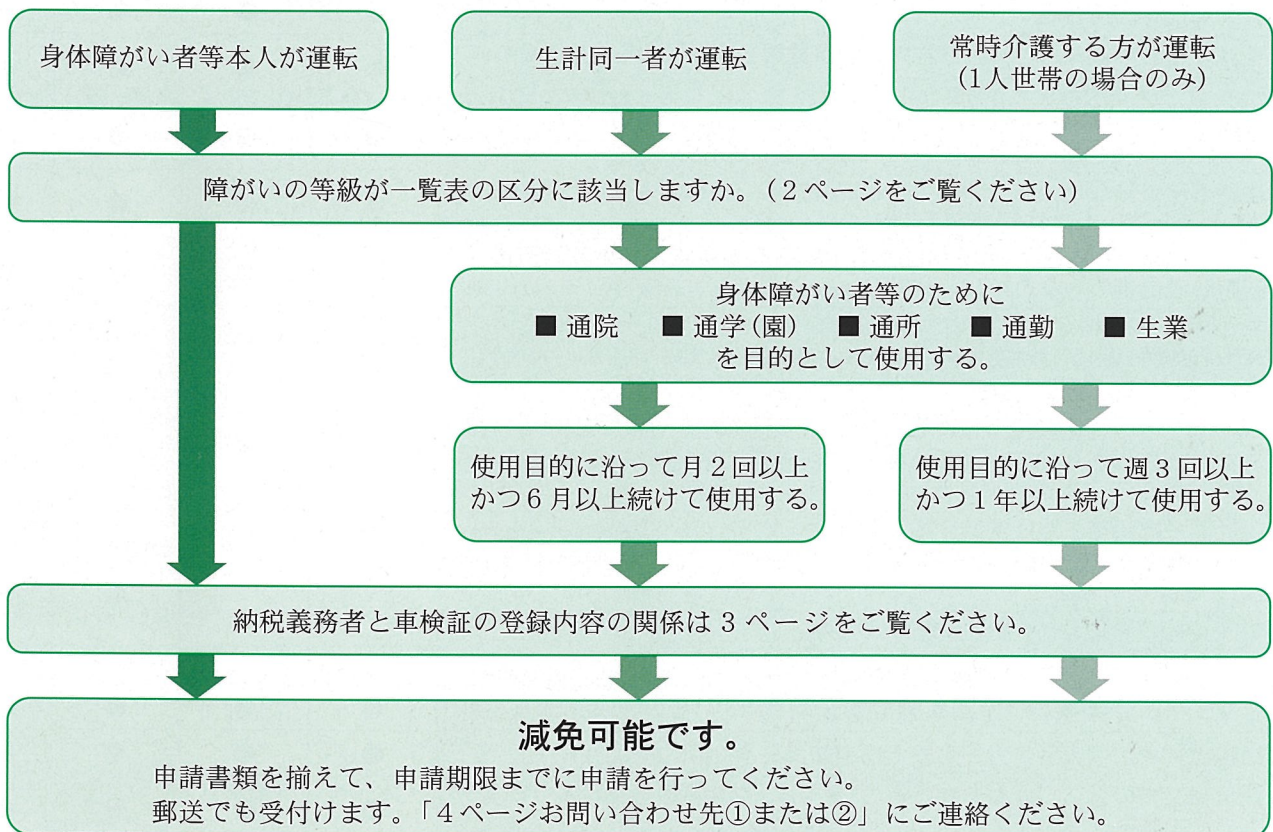
●減免を受けることができる範囲 車検証に「自家用」と記載されていること。

納税義務者が身体障害者手帳等をお持ちの**本人**であること。

ただし、

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方
 - ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- で、生計同一者※が運転をされる場合は、生計同一者が納税義務者でも可。

※生計同一者とは、身体障がい者等と日常生活の資を共にしている親族（婚姻未届の配偶者を含む）や、パートナーシップ宣誓書受領証の発行を受けた方などをいいます。



車いす移動車（身体障がい者の方の使用のために構造が変更されている自動車）については、一定の要件を満たす場合に、申請により、自動車税を減免しています。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。（お問い合わせ先は4ページ）

福井県 車いす移動車減免

検 索

● 減免の対象となる身体障がい者等の等級一覧

障がいの区分			本人運転	生計同一者運転 常時介護者運転
身体障害者手帳	視覚障害		1級～4級	
	聴覚障害		2級および3級	
	平衡機能障害、音声・言語、そしゃく機能の障害		3級	
	上肢不自由		1級および2級	
	下肢不自由		1級～6級	1級～3級
	体幹不自由		1級～3級および5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性 脳病による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害 小腸機能障害		1級および3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	
肝臓機能障害		1級～3級		
療育手帳			障がいの程度(総合判定)が「A(重度)」	
精神障害者保健福祉手帳			自立支援医療の公費負担を受けている方で、かつ障がい程度が「1級」	
戦傷病者手帳			福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。	

● 申請に必要な書類 ア、オの様式はホームページからダウンロードできます。 福井県 県税申請用紙 検 索

必要書類等		運 転 者	身体障がい者 等 本人	生計同一者		常 時 介 護 者
				身体障がい者等と 同居している場合	身体障がい者等と 別居している場合	
ア	自動車税 減免申請書		●	●	●	●
イ	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれか(原本を提示できない場合、コピー可)		●	●	●	●
ウ	自動車運転免許証(申請時点で有効期限を過ぎていないもの) (原本を提示できない場合、コピー可。両面とも必要)		●	●	●	●
エ	自動車検査証(申請時点で車検の切れていないもの)(コピー可) ※電子車検証および自動車検査証記録事項の両方が必要		●	●	●	●
オ	通院証明書、通学(通園・通所・通勤)証明書、民生委員による生業証明書、 通院等申出書のいずれか【注3】【注4】※発行3ヵ月以内のもの			●	●	●
カ	住民票謄本(続柄が記載されているもの、かつ個人番号の記載のないもの) ※世帯が別の場合は各世帯全員の住民票および戸籍も必要 ※発行3ヵ月以内のもの			●		●
	〈パートナーシップ宣誓者〉 パートナーシップ宣誓書受領証(コピー)および住民票謄本(個人番号の記載のないもの) ※住民票謄本は発行3ヵ月以内のもの ※世帯が別の場合は各世帯の住民票も必要 ※運転免許証にて身体障がい者等と同一住所であることを確認できる場合は、住民票は不要			●	●	
キ	生計同一証明書または常時介護証明書【注5】※発行3ヵ月以内のもの ※生計同一証明書を添付される場合は以下のいずれかの書類を併せて 添付すること				●	●
	(1)戸籍謄本 ※発行3ヵ月以内のもの (2)パートナーシップ宣誓書受領証(コピー)					
ク	自立支援医療費(精神通院医療)受給者証(精神障がい者の方のみ)(コピー可)		●	●	●	●
ケ	納税義務者の個人番号カードまたは通知カード(原本提示)【注6】		●	●	●	●
コ	還付のための振込口座が分かるもの(すでに当該年度の納税が済んでいる 方で、口座振込で還付金の受け取りを希望する場合。本人名義の口座に限る。)		●	●	●	●

【注1】必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

【注2】表中のア、オ、キについては福井県税事務所または嶺南振興局税務部に備えてありますのでご利用ください。

【注3】通院証明書については、整骨院および歯科、風邪等の一時的なものは原則認められません。

【注4】民生委員の生業証明書については、自営業の方で、配達等の業務に自動車を使用している場合のみが対象となります。

【注5】キの証明書が必要な場合は市福祉事務所、町役場にイ、ウ、オ、カの書類を提示して申請してください。

なお、健康保険証等で扶養関係が分かる場合には、生計同一証明書は不要です。健康保険証等のコピーを提出してください。

【注6】申請する年度の4月1日以降に取得した自動車に対する自動車税について申請を行う場合は、個人番号の記載およびケの書類は必要ありません。

● 減免を受けている自動車を変更する場合の取扱い

減免を受けられるのは、身体障がい者等1人につき1台限りです。

既に減免を受けている方が年度の途中で自動車を変更し、新たな自動車で減免申請する場合、前車の処分方法によって取扱いが異なります。

既に減免を受けている車 (前車)	新たな車の 取得方法	前車の 処分方法 【注1】	新たに取得した車の減免の可否		備 考
			普通自動車		
			自動車税		
普通自動車	新車新規 中古車新規	抹消	○		
		名義変更	× (前車で1年分減免を受けているため)		【注2】
	名義変更	抹消または 名義変更	× (新たな車で課税されないため)		【注2】
軽自動車	新車新規 中古車新規 名義変更	抹消または 名義変更	× (前車で1年分減免を受けているため)		【注2】

【注1】 申請の際に前車の処分方法が確認できる書類が必要となります。

【注2】 車を登録する際には、減免申請の手続きはできません。

翌年度、自動車税納期限までに、減免申請手続きを行ってください。

● 納税義務者と車検証の登録内容の関係

		本人運転	生計同一者運転・常時介護者運転	
			身体障害者手帳(18歳以上) 戦傷病者手帳	身体障害者手帳(18歳未満)(注) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
車 検 証	所 有 者	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
	使 用 者	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人(原則) または生計同一者・常時介護者	身体障がい者等本人 または生計同一者・常時介護者
納 税 義 務 者		身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
所有権留保の場合				
車 検 証	所 有 者	自動車販売業者 信販会社	自動車販売業者 信販会社	自動車販売業者 信販会社
	使 用 者	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
納 税 義 務 者		身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)

(注) 身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方が生計同一者運転の減免を受けられた後、18歳に達した場合は、その年度内に生計同一者から本人に自動車の名義変更(車検証)を行った上で、翌年度、自動車税納期限までに、減免申請手続きを行ってください。

●減免申請の手続等

	区 分		減免対象税目（減免額）	申請期限	申請書の提出先
ア	4月1日以降に 自 動 車 を 新 た に 所 有 し た 場 合 (登録時に減免要件 に該当している方)	新規取得の場合	●自動車税 (登録した月の翌月から月割計算した税額分)	登録時【注2】	自動車会議所内 福井県税事務所分室 【注3】
イ		移転(名義変更)等により取得した場合	●自動車税（翌年度分から）【注1】		
ウ	4月1日以前から引き続き 自動車所有している場合	4月1日以前から引き続き減免要件に該当している方	●自動車税（全額）	当該年度の4月1日から自動車税納期限まで (5月31日が土日の場合は、翌営業日)	福井県税事務所、 嶺南振興局税務部 または 各県税相談室 【注4】
エ		4月2日以降に減免要件に該当した方	●自動車税 (申請日の翌月分からの月割計算による税額分)		
オ	上記アまたはウで申請期限を過ぎてしまった場合				

【注1】 自動車税は毎年4月1日現在の所有者に年額で課税されます。身体障がい者等または生計同一者が、自動車を4月1日以後に移転または変更登録により取得された場合は、その年度分の自動車税は前所有者が納税義務者であるため、自動車税の減免は翌年度分からとなります。

【注2】 登録時に申請できない場合は、全額を納付していただきますが、登録の日から1か月以内に申請があれば、全額減免が可能です。ただし、登録の日から1か月が過ぎた場合、自動車税は申請した翌月分からの減免が可能です。

【注3】 登録の日以降の申請書の提出先は、福井県税事務所、嶺南振興局税務部または各県税相談室となります。

【注4】 申請書の提出は郵送でも受け付けますが、事前に下記「お問い合わせ・減免申請書提出先」の①または②にご連絡の上、提出してください。

●翌年度の減免について（軽自動車税についてはお住まいの市町にお問い合わせください。）

前年度に自動車税の減免を受けている方で、下記の変更の無い方は、自動車税納税通知書に同封される自動車税減免継続申出書（ハガキ）に必要事項を記入し、福井県税事務所または嶺南振興局税務部に自動車税納期限までに返送してください。

（ハガキを返送していただければ、窓口にお越しいただく必要はありません。）

■変更等がある場合

変 更 内 容	手 続 き
1 身体障がい者等の等級に変更がある場合	ハガキによる減免はできません。 再度、新規での申請手続きが必要です。
2 減免対象の自動車を変更する場合	
3 申請者（運転者）の住所、氏名に変更がある場合	
4 生計同一者運転、常時介護者運転の運転者を変更する場合	
5 通院、通学、通所先が変更となる場合	
6 本人運転から生計同一者（常時介護者）運転に、または生計同一者（常時介護者）運転から本人運転に変更する場合	
7 申請期限が過ぎてしまった場合	
8 障がいの区分が対象等級から外れた場合、または身体障がい者等が死亡した場合	減免できません。納税通知書で納付してください。

●お問い合わせ・減免申請書提出先〈月～金 8:30～17:15（祝日、12/29～1/3を除く）〉

事 務 所 名 称	所 在 地	電話番号	管轄地域等
① 福井県税事務所 課税第二課	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	0776-21-8274	嶺北の各市町
② 嶺南振興局 税務部課税課	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	0770-56-2223	嶺南の各市町
③ 自動車会議所内 福井県税事務所分室 ※登録と同時に申請する場合に限る。	〒918-8023 福井市西谷1丁目1401(自動車会館内)	0776-35-6940	自動車登録時
④ 各県税相談室	坂井県税相談室	坂井市三国町水居17-45	減免申請書の 受理のみ行い ます。 (減免に関するお問 い合わせは、上記 ①から④にお願 いします。)
	奥越県税相談室	大野市友江11-10	
	丹南県税相談室	越前市上太田町41-5	
	二州県税相談室	敦賀市中央町1丁目7-42	

福井県のホームページもご覧ください。

福井県 自動車税

検 索